

令和3年度三重県子猫育成サポーター募集要項

1 趣旨

三重県では、県内の保健所に収容された犬や猫の殺処分数ゼロをめざすために、犬猫の譲渡、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等に取り組んでいますが、哺乳等の適切な飼養管理を必要とする幼齢の子猫の育成が課題の一つとなっています。

幼齢の子猫をより良い環境で育成し譲渡につなげるため、子猫の育成に協力いただける個人の動物愛護ボランティアを募集します。

2 活動期間

令和3年8月1日（日）から令和4年3月31日（木）まで

3 活動内容

ご自宅にて、推定2か月齢未満の子猫を育成していただきます。

4 募集人数

10名程度

5 応募条件

次に掲げる条件をすべて満たす方とします。

- (1) 三重県内に在住する方のうち、ペット飼育可の住宅にお住まいの方
- (2) 満18歳以上の方（令和3年7月20日時点）
- (3) 三重県の動物愛護事業に協力する意思があり、責任を持って無報酬で活動していただける方
- (4) 同居する家族全員が子猫育成サポーターを行うことに同意している方
- (5) 本人及び同居する家族が猫アレルギーでない方
- (6) 預かった子猫が逃げないように室内で管理して飼育できる方
- (7) 既に動物を飼っている場合は、以下の項目を全て満たしている方
 - ア 必要に応じて、不妊去勢手術を済ませている（犬猫の場合）
 - イ 先住動物について日常的な健康管理を行い、定期的なワクチン接種、寄生虫の駆除を行っている
 - ウ 先住動物が感染性の疾病に罹患していない
 - エ 猫の場合、完全室内飼育をしている
 - オ ケージ等により先住動物と場所を区分して子猫のお世話ができる
- (8) 以下の遵守事項を守ることができる方
 - ア 毎日子猫の健康状態を観察し、体重等の記録をつけること
 - イ 愛情をもって育成し、人に慣れさせるように努めること
 - ウ 子猫が体調不良になったとき、逸走したとき又は死亡したときは、直ちに育成を依頼した実施機関へ連絡すること

エ 育成依頼期間中、第三者に預けないこと

(9) 推進センターが応募者に対して実施する面談に出席できる方

※面談は、応募者と日程調整のうえ令和3年7月26日(月)から9月10日(金)までに行います。

6 募集期間

令和3年7月20日(火)から令和3年8月31日(火)まで

※定員に達した場合は、その時点で募集を停止することがあります。

7 応募方法

三重県子猫育成サポーター登録申込書に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリ、電子メール、郵便のいずれかの方法でお申込みください。なお、電話による応募は受付いたしません。

8 その他

- (1) 同時に育成を依頼する子猫は、同腹の子猫2匹までとします。
- (2) 協力を依頼する際は、登録した実施機関が電話、電子メール等でお知らせします。
- (3) 育成を依頼した子猫の譲渡希望者が現れた場合は、三重県動物愛護推進センターから譲渡を行いますので、ご相談ください。
- (4) 子猫育成サポーター活動に要する交通費や個人的に動物病院を受診した場合の治療費等は、自己負担でお願いします。
- (5) 氏名、住所、電話番号等の個人情報については、本事業実施に関わる業務以外には使用しません。
- (6) 活動期間中に、動物の愛護及び管理に関する法律その他関連法令に違反する行為を行うなど三重県子猫育成サポーターとしてふさわしくない行為が認められた場合は、登録を取り消すことがあります。
- (7) 申込みの時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとみなします。

9 申込先および問い合わせ先

三重県動物愛護推進センター「あすまいる」

TEL: 059-253-1238 (休館日を除く9時30分から16時30分まで)

FAX: 059-253-1525

住所: 〒514-1254 津市森町2438-2

電子メール: asmile@pref.mie.lg.jp

※休館日: 毎週水曜日・土曜日(祝日を除く)、祝日の翌平日、年末年始(12月29日から1月3日まで)